

障がいのある方を地域で支える

「障がい福祉に理解と関心を深めよう」



福祉の店を運営する障がい者施設の職員と利用者の皆さん

支え合いながら共に
生きる社会を目指す

障がいのある方もない方も、支え合いながら共に生きる社会を実現するために、全ての方が等しく基本的な人権を持ち、かけがえない個人として尊重されることが大切です。

そのためには、相互に人格と個性を尊重し合い、障がいのある方が身近な場所が必要な支援を受けることができ、社会参加の機会を確保されることが重要になります。

さらに、生活の場の選択の機会が確保され、地域社会での共生が妨げられないことや、利用しにくい施設・制度などの社会的障壁を取り除くことも必要です。

障がいを理由とする差別を解消

障がいのある方への差別

○お問い合わせ
障がい福祉課
事業係
☎22・7486

をなくすため、平成二十八年四月に施行された障害者差別解消法では、正当な理由なく、障がいを理由として、サービスの提供や入店などを拒否したり、制限したり、条件を付けたりするものが禁止されています。

また、障がいのある方から何らかの意思表示があった場合に、負担になり過ぎない範囲で、筆談や読み上げなどの合理的な対応や配慮に努めることが求められています。

一人一人の取り組み
がつくる共生社会

誰もが暮らしやすい社会をつくるためには、地域全体で障がい福祉に理解と関心を深め、障がいのある方を支えることが必要です。

私たち一人一人の取り組みが共生社会の実現につながります。身近でできることから始めてみましょう。

身近でできる取り組み ①

障がい者施設の製品などを利用しよう

障がい者施設では、障がいのある方に、就業に必要な訓練やさまざまな活動を通して、自分らしく生活する場を提供しており、食品や手芸品等の製造販売や、企業から受注した生産業務、地域の方から依頼された除草作業などの業務を行っています。

障がいのある方の経済的な自立を進めるため、障がい者施設で作られた製品などを積極的に利用しましょう。
※詳しくは、障がい福祉課で配布している施設製品ガイド『HAND MADE IWAKI』（市ホームページからも入手可）をご覧ください。



『HAND MADE IWAKI』

食品などの製品を定期的に販売

- 福祉の店
 - ▶とき 月・木曜日 11時～14時
(祝日の場合は翌日に営業)
 - ▶ところ 市役所本庁舎1階
- ラウンジミュウ
 - ▶とき 月～金曜日 11時～14時
(祝日を除く)
 - ▶ところ 総合保健福祉センター



遠藤一春さん

障がい者施設「あとりえ北山」で働いています。福祉の店などでの対面販売や、施設での力仕事などを行っています。仕事はとても楽しいです。みんなで一生懸命作っている製品を、ぜひ利用してください。

身近でできる取り組み ②

おもいやり駐車場は適正に利用しよう

おもいやり駐車場利用制度は、歩行が一定程度困難と認められる方が、店舗や公共施設などで駐車スペースを利用しやすいように設けられた制度です。

車いすマークの付いたおもいやり駐車場を利用するには、県から利用証の交付を受け、車内に掲示する必要があります。

皆さんの思いやりに基づいた制度ですので、本当に必要としている方が駐車できるよう、適正に利用しましょう。

- ▶対象 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、要支援高齢者、妊産婦、けが人
- ※おもいやり駐車場利用証の申請方法など詳しくは、県いわき地方振興局福祉課（☎24-6204）へお問い合わせください。



▶おもいやり駐車場と利用証



原子力災害時の広域避難に関する協定を締結



地区	南方面の避難先（茨城県内市町村）
平	土浦市、石岡市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、かすみがうら市、つくばみらい市、阿見町
小名浜	古河市、結城市、下妻市、筑西市、桜川市、八千代町
勿来	日立市、常陸太田市、ひたちなか市、那珂市
常磐	水戸市、小美玉市、茨城町
内郷	常総市、坂東市、五霞町、境町
四倉	稲敷市、美浦村
遠野	笠間市
小川	龍ヶ崎市
好間	潮来市、行方市
三和	龍ヶ崎市
田人	城里町
川前	利根町
久之浜・大久	河内町

市は、一月二十九日に、茨城県内の三十五市町村と「原子力災害時におけるいわき市民の広域避難に関する協定」を締結しました。市原子力災害広域避難計画では、災害発生時の状況に応じて避難ができるよう、西方面と南方面の避難先を定めています。同市町村は南方面の避難先となり、地区ごとに指定された市町村に避難するようになります（左表）。



茨城県内35市町村と協定を締結

身近でできる ③ 補助犬について知ろう



補助犬（身体障害者補助犬）は、目や耳、手足の不自由な方を助けるための犬で、体に障がいのある方の自立と社会参加に欠かせない大切なパートナーです。補助犬についての知識を深め、正しく理解しましょう。

○補助犬の種類

- 盲導犬** 目の不自由な方が街中を安全に歩けるように、障害物をよけたり、曲がり角を教えたりします。ハーネス（胴輪）を着けています。
- 聴導犬** 耳が不自由な方に、生活に必要な音を知らせます。玄関のチャイム音や、赤ちゃんの泣き声などを教えます。「聴導犬」の表示を着けています。
- 介助犬** 手足が不自由な方の日常生活動作を助けます。指示したものを持って来たり、着替えの手伝いなどを行います。「介助犬」の表示を着けています。

▲補助犬の同伴受け入れは義務です

店舗や公共施設など不特定多数の方が利用する施設では、補助犬の同伴を受け入れることが原則義務付けられています。補助犬は、訓練され、衛生管理がしっかり行われているので、社会のルールを守ることができ、清潔です。そのため、人が立ち入ることのできるさまざまな場所に同伴できます。

身近でできる ④ 障がいに関する代表的なマークを覚えよう

障がい者のための国際シンボルマーク



障がいのある方が利用しやすい建物や公共交通機関であることを示す世界共通のマークです。

盲人のための国際シンボルマーク



目の不自由な方の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器などに付けられます。

身体障害者標識



手足が不自由であることを理由に、運転免許に条件を付けられている方が車の前後に表示します。

聴覚障害者標識



耳が不自由であることを理由に、運転免許に条件を付けられている方が車の前後に表示します。

ハート・プラスマーク



心臓や腎臓、ぼうこうなど、外見からは分かりにくい体の内部に障がいがあることを示します。

オストメイトマーク



人工肛門や人工ぼうこうを造設している方（オストメイト）のための設備があることを示します。

廃棄物の不法投棄等についての情報提供に関する協定を締結

市は、2月6日に、東北電力株式会社いわき営業所、東北電力株式会社いわき技術センターおよび東北電力株式会社いわき発電技術センターと、同協定を締結しました。

同協定に基づき、不法投棄された廃棄物や、不審車両・不法投棄行為を発見・目撃した場合には、市に情報提供が行われます。

情報を基に迅速に対応し、不法投棄などの防止を図っていきます。



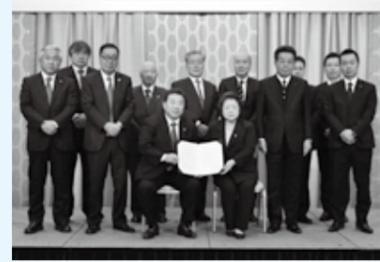
「廃棄物の不法投棄等についての情報提供に関する協定」締結式
不法投棄の監視体制を強化するため協定を締結

いわき市における空家等対策に関する連携協定を締結

市は、2月8日に、特定非営利活動法人いわき住まい情報センターと同協定を締結しました。

同協定に基づき、相互に連携・協力して、空き家バンクシステムを構築・運営し、空き家の流通促進を図ります。

また、相談窓口を設置するなどして、空き家管理の適正化に向けた取り組みを進めていきます。



空き家の利活用などを促進するため協定を締結